

議案第61号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律等が改正され、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例が設けられたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。  
附則中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に  
次の2項を加える。

### （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が  
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37  
年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定す  
る特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配  
当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条  
及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条  
第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による  
所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条  
第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の  
額（以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法  
第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並び  
に特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは  
「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあ  
るのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

### （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が  
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第  
4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法  
第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する  
場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1  
項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居  
住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項  
（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例  
適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の  
合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林  
所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額  
とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得

金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の二宮町国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 (略)</p>

改正後	改正前
<p>に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（<u>1</u>）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（<u>1</u>）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p>	<p><u>11</u> (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p>